

○都留市身体障害者補助犬狂犬病予防注射補助金交付要綱

(平成 30 年 3 月 31 日告示第 38 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 2 条第 1 項に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。以下「補助犬」という。)を利用し飼育する身体障害者に対し、障害者の自立支援のため、狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)の規定に基づく狂犬病の予防注射(以下「狂犬病予防注射」という。)を補助犬に受けさせた場合に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、都留市補助金等交付規則(昭和 61 年都留市規則第 28 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることのできる者は、本市に住所を有する者で、補助犬を利用し飼育する身体障害者で、補助犬に狂犬病予防注射を受けさせたものとする。

(補助金の額等)

第 3 条 補助金の額は、都留市が会場を設けて実施する狂犬病予防注射の集合注射の際に要する費用とする。

2 動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合における補助金の額は、当該狂犬病予防注射の費用が前項の集合注射の際に要する費用を超えるときは、前項の集合注射の費用を限度とする。

3 補助金の交付は、補助犬 1 頭につき、同一年度に 1 回とする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、都留市身体障害者補助犬狂犬病予防注射補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 狂犬病予防注射の費用が記載された領収書の原本

(2) 身体障害者補助犬法施行規則(平成 14 年厚生労働省令第 127 号)第 9 条第 5 項に規定する身体障害者補助犬認定証の写し又は補助犬であることを証明する書類の写し

(3) その他市長が特に必要と認めるもの  
(交付決定)

第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否及び額を決定し、都留市身体障害者補助犬狂犬病予防注射補助金交付(不交付)決定通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 6 条 市長は、申請者が虚偽の申請又は請求その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 7 条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

都留市身体障害者補助犬狂犬病予防注射補助金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

都留市身体障害者補助犬狂犬病予防注射補助金交付(不交付)決定通知書

[別紙参照]